

○国土交通省令第十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十九条第三項及び第八十五条第三項並びに新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第二十九条において準用する土地区画整理法第八十五条第一項及び第三項の規定に基づき、土地区画整理法施行規則及び新都市基盤整備法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

（土地区画整理法施行規則の一部改正）

第一条 土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>様式第八（第十六条関係） 借地権申請書</p> <p>令和 年 月 日</p>	<p>様式第八（第十六条関係） 借地権申請書</p> <p>令和 年 月 日</p>

借 地 権 者	住 所			
	生年月日		職業	
	氏 名			
土 地 所 有 者 又 は 申告に係る借地権の目 的である権利所有者	住 所			
	生年月日		職業	
	氏 名			

殿

次表の土地の^{全部}_{一部} 平方メートルについて下記の内容の 権を有することを申告します。

令和 年 月 日登記簿登記事項						
大 字	字	地 番	地 目	地 積	摘 要	所有者の住所及び氏名

記

備考

- 1 土地所有者又は申告に係る借地権の目的である権利所有者が連署せず、借地権を証する書面を添えて申告する場合には、「土地所有者又は申告に係る借地権の目的である権利所有者」欄は、記載しないこと。
- 2 「土地所有者又は申告に係る借地権の目的である権利所有者」欄は、「土地所有者」及び「申告に係る借地権の目的である権利所有者」のうち連署しない一方を消すこと。
- 3 借地権者、土地所有者又は申告に係る借地権所有者が法人である場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄には土地所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載し、「生年月日」及び「職業」欄には記載しないこと。

様式第十一（第二十三条関係）

権 利 変 動 届 出 書

令和 年 月 日

住 所			
生年月日		職業	
氏 名			
住 所			
生年月日		職業	
氏 名			

借 地 権 者	住 所			
	生年月日		性別	職業
	氏 名			
土 地 所 有 者 又 は 申告に係る借地権の目 的である権利所有者	住 所			
	生年月日		性別	職業
	氏 名			

殿

次表の土地の^{全部}_{一部} 平方メートルについて下記の内容の 権を有することを申告します。

令和 年 月 日登記簿登記事項						
大 字	字	地 番	地 目	地 積	摘 要	所有者の住所及び氏名

記

備考

- 1 土地所有者又は申告に係る借地権の目的である権利所有者が連署せず、借地権を証する書面を添えて申告する場合には、「土地所有者又は申告に係る借地権の目的である権利所有者」欄は、記載しないこと。
- 2 「土地所有者又は申告に係る借地権の目的である権利所有者」欄は、「土地所有者」及び「申告に係る借地権の目的である権利所有者」のうち連署しない一方を消すこと。
- 3 借地権者、土地所有者又は申告に係る借地権所有者が法人である場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄には土地所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載し、「生年月日」「性別」及び「職業」欄には記載しないこと。

様式第十一（第二十三条関係）

権 利 変 動 届 出 書

令和 年 月 日

住 所			
生年月日		性別	職業
氏 名			
住 所			
生年月日		性別	職業
氏 名			

殿

移転

次表の土地について令和 年 月 日申告に係る 権について下記のとおり変更があ
消滅
りましたので届け出ます。

令和 年 月 日登記簿登記事項							記 事
大 字	字	地 番	地 目	地 積	摘 要	所有者の住所 及び氏名	

記

備考

- 借地権以外の権利に関する変動届の場合においては、「生年月日」及び「職業」欄は、記載しないこと。
- 届出者又は土地所有者が法人である場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄には土地所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載し、「生年月日」及び「職業」欄には記載しないこと。
- 土地が法第百条の二の規定により施行者が管理する宅地又はその部分である場合においては、登記簿登記事項の表中「記事」欄にその旨を記載し、同表中「記事」欄以外の欄は記載しないことができる。

（新都市基盤整備法施行規則の一部改正）

第1条 新都市基盤整備法施行規則（昭和五十年建設省令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよりに改める。

改正後				改正前			
別記様式第八（第二十九条関係）				別記様式第八（第二十九条関係）			
権 利 申 告 書				権 利 申 告 書			
年 月 日				年 月 日			
殿				殿			
権 利 者	住 所			権 利 者	住 所		
	生年月日		職 業		生年月日		性 別
	氏 名				氏 名		
土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利を有する者	住 所			土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利を有する者	住 所		
	生年月日		職 業		生年月日		性 別
	氏 名				氏 名		

殿

移転

次表の土地について令和 年 月 日申告に係る 権について下記のとおり変更があ
消滅
りましたので届け出ます。

令和 年 月 日登記簿登記事項							記 事
大 字	字	地 番	地 目	地 積	摘 要	所有者の住所 及び氏名	

記

備考

- 借地権以外の権利に関する変動届の場合においては、「生年月日」、「性別」及び「職業」は、記載しないこと。
- 届出者又は土地所有者が法人である場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄には土地所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載し、「生年月日」、「性別」及び「職業」欄には記載しないこと。
- 土地が法第百条の二の規定により施行者が管理する宅地又はその部分である場合においては、登記簿登記事項の表中「記事」欄にその旨を記載し、同表中「記事」欄以外の欄は記載しないことができる。

新都市基盤整備法第29条において準用する土地区画整理法第85条第1項の規定に基づき、下記により、所有権以外の権利を有することを申告します。

記

1 権利の対象となる宅地（次表の土地の ^{全部} _{一部} 平方メートル）

令和 年 月 日		不動産登記簿記載事項				
大 字	字	地 番	地 目	地 積	摘 要	所有者の住所及び氏名

2 権利の種類及び内容

備考

- 「生年月日」及び「職業」欄は、土地所有者又は借地権を有する者について記載すること。
- 土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利を有する者が連署せず、当該権利を証する書面を添えて申告する場合には、「土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利を有する者」欄は、記載しないこと。
- 「土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利を有する者」欄は、「土地所有者」及び「申告に係る権利の目的である権利を有する者」のうち連署しない一方を消すこと。
- 権利者、土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利を有する者が法人である場合においては、氏名については、その法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「生年月日」及び「職業」欄は記載しないこと。

別記様式第九（第二十九条関係）

権 利 変 動 届 出 書

年 月 日

殿

住 所					
生年月日		職業			
氏 名					
住 所					
生年月日		職業			
氏 名					

新都市基盤整備法第29条において準用する土地区画整理法第85条第1項の規定に基づき、下記により、所有権以外の権利を有することを申告します。

記

1 権利の対象となる宅地（次表の土地の ^{全部} _{一部} 平方メートル）

令和 年 月 日		不動産登記簿記載事項				
大 字	字	地 番	地 目	地 積	摘 要	所有者の住所及び氏名

2 権利の種類及び内容

備考

- 「生年月日」及び「性別」欄は、土地所有者又は借地権を有する者について記載すること。
- 土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利を有する者が連署せず、当該権利を証する書面を添えて申告する場合には、「土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利を有する者」欄は、記載しないこと。
- 「土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利を有する者」欄は、「土地所有者」及び「申告に係る権利の目的である権利を有する者」のうち連署しない一方を消すこと。
- 権利者、土地所有者又は申告に係る権利の目的である権利を有する者が法人である場合においては、氏名については、その法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「生年月日」及び「性別」欄は記載しないこと。

別記様式第九（第二十九条関係）

権 利 変 動 届 出 書

年 月 日

殿

住 所					
生年月日		性別		職業	
氏 名					
住 所					
生年月日		性別		職業	
氏 名					

新都市基盤整備法第29条において準用する土地区画整理法第85条第3項の規定に基づき、令和
 年 月 日申告に係る権利について下記のとおり $\left\{ \begin{array}{l} \text{移転} \\ \text{変更} \\ \text{消滅} \end{array} \right\}$ がありましたので届け出ま
 す。

- 1 権利の対象となる宅地（次表の土地の $\left\{ \begin{array}{l} \text{全部} \\ \text{一部} \end{array} \right\}$ 記 平方メートル）

令和 年 月 日		不動産登記簿記載事項				
大 字	字	地 番	地 目	地 積	摘 要	所有者の住所及び氏名

- 2 権利の種類及び内容

- 3 $\left\{ \begin{array}{l} \text{移転} \\ \text{変更} \\ \text{消滅} \end{array} \right\}$ の内容

備考

- 借地権以外の権利に関する届出の場合においては、「生年月日」及び「職業」欄は、記載しないこと。
- 届出者又は土地所有者が法人である場合においては、氏名については、その法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「生年月日」及び「職業」欄は記載しないこと。

附 則

(施行期日)

- この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り替えて使用するに当たらない。

新都市基盤整備法第29条において準用する土地区画整理法第85条第3項の規定に基づき、令和
 年 月 日申告に係る権利について下記のとおり $\left\{ \begin{array}{l} \text{移転} \\ \text{変更} \\ \text{消滅} \end{array} \right\}$ がありましたので届け出ま
 す。

- 1 権利の対象となる宅地（次表の土地の $\left\{ \begin{array}{l} \text{全部} \\ \text{一部} \end{array} \right\}$ 記 平方メートル）

令和 年 月 日		不動産登記簿記載事項				
大 字	字	地 番	地 目	地 積	摘 要	所有者の住所及び氏名

- 2 権利の種類及び内容

- 3 $\left\{ \begin{array}{l} \text{移転} \\ \text{変更} \\ \text{消滅} \end{array} \right\}$ の内容

備考

- 借地権以外の権利に関する届出の場合においては、「生年月日」及び「性別」欄は、記載しないこと。
- 届出者又は土地所有者が法人である場合においては、氏名については、その法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「生年月日」及び「性別」欄は記載しないこと。